

子どもを自殺で亡くした親が望む情報提供と支援

— 自死遺族を対象とした質的調査の結果から —

大倉高志¹・白井(田邊)蘭²・引土絵未³・市瀬晶子⁴

(1: 東海学院大学健康福祉学部, 2: 関西電力病院医療福祉相談室, 3: 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所, 4: 関西学院大学人間福祉学部)

要 約

本研究の目的は、自殺で子を亡くした親が自殺発生直後から間もない時期に、いつ、誰から、どのような情報を、どのような方法で提供されることを望んでいるのかを明らかにすることである。フォーカス・グループ・インタビューを3回実施した結果、既存の専門家が遺族の対応をした時に、遺族の気持ちや苦しさに配慮した手厚い対応が求められた。遺された親の性別に関係なく、親は、我が子の死の責任を一身に受けとめ、親自身の生き方と子育ての方法の全てを振り返り、その全てが崩壊する事態に直面していた。(1) 遺された親の他に責める対象がないような場合には、一心に自分を責め続ける親にとって、死別後に親と接する関係者からのその場でのパンフレットなどによる情報提供が有効な場合がある。一方、(2) 死の原因が家庭の外にあると推察される場合には、個々の遺族に固有な背景を詳しく知ることになる関係者からの的を射た正確な情報が提供されることが求められる。

キーワード：自殺、子どもを亡くした親、自死遺族、伝達、情報提供者

1. 本研究の位置付けと目的

筆者らは、遺族が自殺発生後に、いつ、誰から、どのような情報を、どのような方法で提供されることを望んでいるのかについて、続柄の違いに着目し、(1)「自殺で配偶者を亡くした遺族」のグループ、(2)「自殺で子を亡くした親」のグループ、(3)「自殺で親を亡くした子」のグループのそれぞれ4名ずつの遺族を募集し、フォーカス・グループ・インタビュー(以後、FGI)による調査(Kruegerら2009; Ritchieら2003; 鈴木2005)を2009年12月に実施した結果、自殺と判明した直後から葬儀後までの時期の情報提供や、遺族コーディネーターのような新しい職種や体制による情報提供や支援の他、警察や行政死亡届窓口、葬儀社などの既存の専門家が遺族に特化した関わりを実施すること、口頭での説明よりもリーフレットや冊子をさりげない形で封入して提供すること、などが3つのグループで共通していることが明らかになった(大倉ら2011)。

大倉ら(2011)の調査は、とりわけ支援策の具体化が急がれていた我が国において、自死遺族支援施策に活用可能な知見を提示したという点で意義があった。しかし、

実際には、3つの異なる続柄の遺族に対し、それぞれ1回ずつのFGIを実施した調査であったことから、続柄の違いに基づく支援の特徴や差異を特定するには、データの量が絶対的に不足していた。

そこで、2010年から2011年にかけて、3つの続柄の遺族を対象としたFGIをそれぞれ2回ずつ追加で実施した。すなわち、3つの続柄それぞれにつき、合計3回ずつのFGIを実施したことになる。そして、3つの続柄のうち、1つ目の続柄である(1)「自殺で配偶者を亡くした遺族」に限定し、合計3回のFGIを分析し報告した論文を2013年に公表した(大倉ら2013)。本稿は、それに続くものとして位置付けられる。

本稿では、3つの続柄のうち、2つ目の続柄である(2)「自殺で子を亡くした親」に限定し、合計3回のFGIを分析し、自殺で子を亡くした親が自殺発生直後から間もない時期に、どのような情報提供を望んでいるのかについて明らかにすることを目的とした。

本研究により、自殺発生直後から時系列で遺族に接する可能性が高い地域の救急隊や警察、市役所、葬儀関係者、宗教関係者などが、遺された親が望む情報提供のあり方を具体的に把握し、適切な情報提供と支援がなされ

ることが期待される。

2. 方法

2-1. 対象者

対象者は、子を自殺で亡くしてから3年以上が経過し、かつ日本国内で活動している自死遺族自助・支援グループに中心的・協力的に関わっている親とした。対象者の募集は、これらの自助・支援グループから紹介を受けた候補者に対し、筆頭著者が直接訪問の上、調査の趣旨と目的を記した文書を用いて口頭で説明し、十分な理解と書面による同意を得て実施した。

2-2. 調査方法

調査は、対象者の「亡くなった子の年代」を考慮しながらグループの属性を設定し、合目的なサンプリングにより対象者の募集を実施した。第1回 FGI (以後、FGI-1) (なお、FGI-1については、冒頭で明記したように、既に2011年3月に日本自殺予防学会誌『自殺予防と危機介入』に掲載された論文の一部として公表済みである。本稿では FGI-1 のデータを追加分析し、本稿における比較分析の一部として使用した) を実施し、その分析後、第2回 FGI (以後、FGI-2) で新たに募集する対象者の属性を検討した。その際、FGI-1 では、未成年だった子を亡くした親と、成人だった子を亡くした親とが混在したため、中学生だった子を亡くした後の学校側の対応に話題が集中しがちであり、職場での過労で娘を亡くした D さんの発言が抑制的であった。そのため、成人だった子を亡くした親と、未成年だった子を亡くした親の2つに分けて FGI を設定することとした。FGI-2 では、「成人後に亡くなった子」に着目し、「成人した子を亡くした親」を FGI-2 の対象者として設定した。また、第3回 FGI (以後、FGI-3) では、「未成年の時に亡くなった子」に着目しつつも、FGI-1 ではデータが得られなかった「高校・大学の時期の子」に焦点をあて、「高校・大学の時期の子を亡くした親」を対象者として設定した。FGI-2 の対象者を募集し、FGI-2 を実施・分析した。さらに、FGI-3 も対象者を募集し、FGI-3 を実施・分析した。そして、最後に、全3回に渡る FGI の分析結果を比較・考察した。

全3回の FGI には、筆頭著者が司会者として参加し、同志社大学自殺とケア研究会（前・自殺予防研究プロジェクト）の会員のうち同一の1名が司会補助者として同席した。対象者には、司会者と司会補助者がいずれも精

神保健福祉士であることを予め伝えた。

FGI 実施前に事前アンケートを実施し、1)対象者本人の続柄と当時の年齢、現在の年齢、死別後の経過年数、信仰していた宗教、子の性別と当時の年齢、2)故人の続柄と享年、自殺手段、信仰していた宗教、3)死別後の諸手続きの主な実施者は誰だったか、4)直後に望まれた情報は何か、5)現在、望む情報は何か、以上の各項目について記入を求め、分析資料の一つとした。

FGI の質問項目として、遺族が望む情報提供のあり方について、(a)情報提供の時期、(b)情報提供の実施者、(c)提供してほしい情報、(d)情報提供の方法の4つの項目を予め設定し、対象者自身の体験だけでなく、同じ続柄の人を亡くした他の遺族から見聞きしたことも触れながら自由に討議する形で進めた。司会者は特記すべきであると感じた対象者の言動を、司会補助者は対象者が発言した(a)~(d)をそれぞれ用意した記録用紙に記入した。FGI 実施後、事後アンケートを実施し、1)言い足りなかったことや言いにくかったこと、2)意見や感想、以上の各項目について記入を求め、分析資料の一つとした。

2-3. データの分析

分析は、Glaser ら (=1996) が提案した Grounded theory と、木下(2003)の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチにおいて提案されている分析ワークシート的手法や佐藤(2008a; 2008b)の演繹的アプローチと帰納的アプローチを参考に設計した。分析の概要として、まず、語り全体の概要を細部まで厳密に把握するため、逐語録からコードや概念、カテゴリーを作成する帰納的な分析を実施し、語り全体の内容をコード・概念・カテゴリーで整理した一覧表を作成した。その後、一覧表を土台としながら、「情報提供」について予め設定した要素である上記の(a)~(d)の4つのカテゴリーに該当する語りを逐語録から抽出する演繹的な分析を実施した。これらの方法を複合的に活用することにより、遺族が望む情報提供と支援を余すところなく浮き彫りにすることを目指した。分析には、質的分析支援ソフト MAXQDA10 (以後、分析ソフト) を活用した。

具体的な分析の手順を以下の通り明示しておきたい。

<分析の基礎的作業の手順>

①分析ソフトで対象者の属性表を作成。②IC レコーダーの音声データから逐語録を作成し、対象者の非言語的反応(表情や様子、態度、声の抑揚など)を記録した後、

個人名や所属、固有名詞など個人が特定可能な箇所を記号化した。③逐語録を印刷し、(a)～(d)に該当する箇所と、特徴的だと思われる箇所にアンダーラインを引きながら熟読。同時に、話の流れに注意しながら話題ごとにコード（要約文）を作成し、逐語録の横に併記。④逐語録の Word ファイルを分析ソフトに保存・認識させ（インポートし）、分析ソフト上で作業ができるよう準備。記入したコードと、(a)～(d)に該当した語りを分析ソフトの逐語録上に入力して反映した。

<帰納的分析の手順>

⑤全てのコードを俯瞰し、類似するコードを整理し、暫定的な概念名を付けた。その際、特定のコードに対し、反対事例や対極事例となるコードにはコードの冒頭に「(反)」と明示し、特定のコードと並列して表示。⑥類似するコードを集約した暫定的な概念名に対し、メモ機能を活用し、司会者と司会補助者が記録した内容や気付いた点、司会者が分析の際に深めた考察や想起された仮説、批判的考察、概念の定義などを入力。⑦ ⑤と⑥を総合的に勘案し、この段階での概念名を確定。さらに、類似する概念同士を集約し、カテゴリーを作成。⑧グループ・インタビューであることから、作成した全ての概念に対する各対象者からの影響の度合いを判別するため、「主な発言者」と「発言者以外の対象者が示した反応」に着目し、行（左側に縦に列挙）に「カテゴリーと概念」を、列（上部に横に列挙）に「対象者」を配置した「概念 - 対象者の対応表」を Excel で作成した。具体的には、対象者がその特定の概念について、主な発言者である場合には「☆」、明らかな賛意を示す賛同者である場合には「◎」、逐語録全文から共感的反応者であると判断される場合は「○」、明らかな反対意見を述べた場合には「×」、発語や相槌もなく反応が特定できない場合には「？」を記入した。また、その概念が遺された親に特徴的であると思われる場合には「親」を、さらに、自殺に特有と思われる場合には「自」の文字を概念の冒頭に記入し、分析・考察の際の手掛かりの一つとした。⑨最終的に作成された概念とカテゴリーへの対象者からの影響の大きさを測るための参考資料の一つとして、対象者ごとの作成コード数を把握することのできる「対象者ごとのコード数一覧」を Excel で作成した。

<(a)～(d)の 4 つのカテゴリーによる演繹的分析の手順>

⑩言及された「情報提供の実施者（専門家や機関などの関係者）」についての発言頻度を確認するため、分析ソ

フトの語彙検索機能を活用し、行（左側に縦に列挙）に「情報提供の実施者（上から、「消防」、「救急隊」、「救急」、「警察」、「警察官」、「お巡りさん」、「警察署」、「駐在所」など実際の発言に応じ逐次、語彙を追加した）」を、列（上部に横に列挙）にグループ・インタビュー全 3 回 (FGI-1, FGI-2, FGI-3) を配置し、各 FGI における「情報提供の実施者」の発言の回数を記入した。⑪語彙検索の結果を参考にしながら、(a)～(d)に該当した語りを「情報提供を実施することが望まれた関係者」ごとに要約・整理するため、行（左側に縦に列挙）に「情報提供を実施することが望まれた関係者」を、列（上部に横に列挙）に(a)～(d)を配置した一覧表を作成した。この時、「情報提供を実施することが望まれた関係者」に該当しない(a)～(d)の語りは、行の一番下に「その他」の欄を設け追記した。また、列の右端に語りの「目的」の欄を設け、語られた内容の趣旨が「要望」であるのか、「良い評価」であるのか、或いは「実践されている取り組み紹介」であるのかなどが区別できるようにした。

<結果と考察の記述の手順>

⑫結果を記述する際には、この(a)～(d)の一覧表だけでなく、帰納的分析の結果も最大限活用した。⑬自殺発生直後から間もない時期に遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者の(a)～(d)の中から、特に「(a)情報提供の時期」と「(b)情報提供の実施者」の 2 つを引用した時間軸による結果図を作成。望まれた「情報提供のあり方」を視覚的に把握する一助とした。⑭(a)～(d)のそれぞれについて、FGI の 3 つのグループにおける対象者の背景の違いを考慮しながら比較し、明らかになった結果と考察を記述した。特に、結果と考察の書き方については、田垣（2008：164-9）を参考にした。

2-4. データ分析の信頼性の確保

分析は、カテゴリー化まで司会者が 1 名で実施した後、司会補助者と共にピア・チェックを実施し、必要な場合には再度分析作業を行なった。また、カテゴリー化が終了した後、共同研究者らと共に分析結果を確認し分析結果の妥当性を検討した。

2-5. 倫理的配慮

死別後の経過年数が「3 年以上」経過している遺族を対象とすることにより、対象者の悲嘆や混乱をさらに悪化させてしまうことがないよう配慮した。FGI 実施中に対象者が体調を崩した場合を想定し、司会者と司会補助

表1. 対象者の背景

	記号	対象者			故人					死別後の経過年数	
		続柄	当時の年齢	当時の宗教	続柄	享年	婚姻状況	当時の子の人数 (うち未成年)	手段		
成人か未成年の子を亡くしたグループ	FGI-1	A	母親	40歳代後半	仏教(浄土宗)	息子	20歳代前半	未婚	0	縊首	6
		B	母親	50歳代後半	特になし	娘	20歳代後半	未婚	0	飛降り	5
		C	父親	30歳代後半	仏教(真言宗)	息子	10歳代後半	未婚	0	縊首	9
		D	父親	50歳代後半	キリスト教(プロテスタント)	娘	20歳代前半	未婚	0	縊首	16
成人した子を亡くしたグループ	FGI-2	E	母親	60歳代前半	特になし	息子	20歳代後半	未婚	0	過量服薬	5
		F	母親	60歳代後半	仏教(曹洞宗)	娘	30歳代後半	離別	0	縊首	4
		G	父親	60歳代後半	特になし	息子	30歳代後半	既婚	1(1)	練炭	4
		H	母親	60歳代前半	仏教(浄土宗)	息子	30歳代後半	既婚	1(1)	排気ガス	5
高校・大学の時期の子を亡くしたグループ	FGI-3	I	父親	40歳代後半	無記入	息子	10歳代後半	未婚	0	縊首	4
		J	母親	50歳代前半	特になし	娘	20歳代前半	未婚	0	飛降り	9
		K	母親	50歳代前半	特になし	息子	20歳代前半	未婚	0	縊首	5
		L	母親	40歳代後半	特になし	息子	10歳代後半	未婚	0	飛降り	6
		M	母親	40歳代後半	仏教(浄土真宗)	息子	10歳代後半	未婚	0	飛降り	7

者による対応方法を明文化した。FGI 終了後、24 時間対応の電話相談窓口と司会者の連絡先を明記した感謝状を渡し、帰宅後の気分変動に配慮した。FGI-1 は京都大学大学院医学研究科・医学部医の倫理委員会 (No.882) から、FGI-2・FGI-3 は同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会 (No.1021) からの承認を得て実施した。

3. 結果

3-1. 対象者の背景

全 3 回の FGI の対象者は、父親が 4 名、母親が 9 名の合計 13 名だった。そのうち、FGI-1 は、成人か未成年の子を亡くした父親 2 名・母親 2 名で構成した。このうち、未成年の子を亡くしたのは、中学生だった息子を亡くした父親である C さんのみで、その他の 3 名は、成人した子を亡くした親であった。FGI-2 は、成人した子を亡くした父親 1 名・母親 3 名で構成した。FGI-3 は、高校・大学の時期の子を亡くした父親 1 名・母親 4 名で構成した。故人の自殺手段は、縊首が 6 名、飛降りが 4 名、過量服薬・練炭・排気ガスがそれぞれ 1 名ずつだった。対象者の背景は、表 1 の通りである。

3-2. FGI の実施時期と所要時間、並びに情報提

供を実施することが望まれた関係者

FGI の実施時期は、FGI-1 が 2009 年 12 月、FGI-2 が 2010 年 12 月、FGI-3 が 2011 年 6 月だった。対象者の自己紹介から FGI 終了までに要した時間は、FGI-1 が 2 時間 20 分、FGI-2 が 2 時間 54 分、FGI-3 が 4 時間 3 分だった。自殺発生直後から間もない時期に遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者 (遺族から望まれた新しい提案も含む) は、表 2 の通りであった。

3-3. (a)～(d)のカテゴリーのそれぞれにおける 3 つのグループの比較の結果

(a)～(d)のカテゴリーのそれぞれにおいて 3 つのグループを比較した結果は、下記の通りであった。(グループごとに望まれた「(a)情報提供の時期」と「(b)情報提供の実施者」を図示した結果図は、図 1, 図 2, 図 3 に示した。カテゴリーは【 】を、対象者の語りは「」を用いて記述した。)

3-3-(a). 情報提供の時期についての比較の結果

望まれた情報提供の時期については、【既存の専門家が遺族の対応をした時】が、3 つのグループで共通していた。

表2. 自殺発生直後から間もない時期に遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者

	成人か未成年の子を亡くしたグループ(FGI-1)	成人した子を亡くしたグループ(FGI-2)	高校・大学の時期の子を亡くしたグループ(FGI-3)
新しい提案	保健の心あるチーム (保健所)	全人的に仕分けしてくれる人	遺族のことをよく理解し、きちんと話ができる専門家
		先に経験した遺族	遺族のことをよく理解し、きちんと話ができる遺族
3グループ共通	警察 葬儀屋	警察 葬儀社	警察 葬儀社・火葬場
2グループ共通	お寺さん・お坊さん	病院(主治医等)	病院(救急医等) お坊さん
グループ単独	検案医 行政死亡届窓口 文部科学省 教育委員会 校長 保険取扱会社 近隣住民・自治会等	弁護士 家庭裁判所 ソーシャルワーカー 会社	

【既存の専門家が遺族の対応をした時】についての語りの例：「(警察からその場で) 本当に聞くことだけ事情聴取みたいに聞かれて、(聞くだけ聞いてそのまま) ほっとかれてね。何か…、もう、(警察からの対応については) どうしたらいいのかね？」(FGI-3: Mさん 息子を飛行機で亡くした母親)

3-3-(b). 情報提供の実施者についての比較の結果

望まれた情報提供の実施者については、(1)【自宅や現場に駆けつけて状況判断し助けてくれる人】、(2)【警察】、(3)【葬儀社】が、3つのグループで共通して挙げられた。また、FGI-1と3で【宗教関係者】(【お寺さん・お坊さん】と【お坊さん】)が共通して挙げられた。FGI-2と3では【病院】(【病院(主治医等)】と【病院(救急医等)】)が共通して挙げられた。さらに、FGI-1で【検案医】、【行政死亡届窓口】、【文部科学省】、【教育委員会】、【校長】、【保険取扱会社】、【近隣住民・自治会等】が挙げられ、FGI-2では【弁護士】、【家庭裁判所】、【ソーシャルワーカー】、【会社】がそれぞれ単独で挙げられたのが特徴的

だった。一方、FGI-3では、グループ単独で挙げられなかったのが特徴的であった。加えて、(1)と【近隣住民・自治会等】が情報提供の実施者になることに対する反対意見も挙げられた。

- (1)【自宅や現場に駆けつけて状況判断し助けてくれる人】についての語りの例：「それはやっぱり遺族が出た(自殺が発生した-引用者補注)時に(中略)必ず飛んで来てね。(中略)『精神的なあれですか?』と、『病院とか行かれましたか?働き過ぎとかありませんか?』とか、何かそういうふうに幅広く吸い上げていって、『あ、これはここが問題がありそうだな』と。(中略)何か事故が発生した時に必ずまず聞きに行く。そういう何か…、人が必要だね。(中略)警察からそういう自殺とか不審死とかそういうのがあったら、まず専門の人が飛んで行って幅広く聞いて。」(FGI-2: Gさん 息子を練炭で亡くした父親)
- (2)【警察】についての語りの例：「だから、落ち着かされたら、これを開けてくださいっていうものをね。(中略)七つ道具的に、ぱっと渡すとか、そういうのが警察にあればいいですね、まずはね。」(FGI-2: Hさん 息子を排気

※ 図は、「自殺発生直後から間もない時期」に望まれた「(a)情報提供の時期」と「(b)情報提供の実施者」を図示したものである。

	時間軸 (右に向かって時間が経過) ※望まれた「(a)情報提供の時期」を「●」で強調
	遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者 (望まれた「(b)情報提供の実施者」)
	「(b)情報提供の実施者」に繋ぐことが望まれた関係者
	語りから望まれた関係者の動き
	望まれた「(a)情報提供の時期」
	望まれた継続的な情報提供と支援の実施

ガスで亡くした母親)

(3)【葬儀社】についての語りの例：「だから、その家庭が、
どういう形で死者を出して、それをどう受けとめようとしてるかとかね、っていうのを全部知って対応してくれる。それがサービスですからね。(中略)だから、それを受け持った担当者の方っていうのは、実はすごい社会資源、情報源だと思うんですよ。」(FGI-1: Cさん 息子を縊首で亡くした父親)

【宗教関係者】についての語りの例：「もう (お寺さんが) お参り来るたびに私が泣いてるから、『お母さん、天国にいる子どもがいつまでたっても成仏できませんよ』っていうのがいつもあるんですけど、私は別に (亡くなった子どもが) 成仏してもらわなくて、子ども、はっきり言って、取り返せればっていうような状況だったんですよ。でも、その時にやっぱりお寺さんも私たち家族にどう対応していいのか困らしたと思うんですけども、その時にやっぱり『こういうのもあるんですよ』みたいな形でね、その時に (お土産袋のようなものに有用なパンフレットなどの情報を入れて) いただければ多分それは子どもの祭壇に私は供えて (自分が落ち着いた時に開いて情報を取捨選択できたと思う)。」(FGI-1: Aさん 息子を縊首で亡くした母親)

【病院】についての語りの例：「例えば、うちの場合はマンション (中略) から飛び降りたんですが、どの辺りからどこへ落ちたか、そういう細かい情報を警察の方に電話して聞きました。でないと、お花も置きに行けませんみたいなね。何かしに行きたいけど、(中略) もう正確な細かいことを知りたくて (後略)。でも、こっちから聞くまでは教えていただけなかった。救急の先生も、こっちから行くまでは・・・もう救急センターでしたので、たまたま運ばれたのが。なかなか『何曜日でないとお〇先生は来られない』というのでだいぶ待たされたので、と

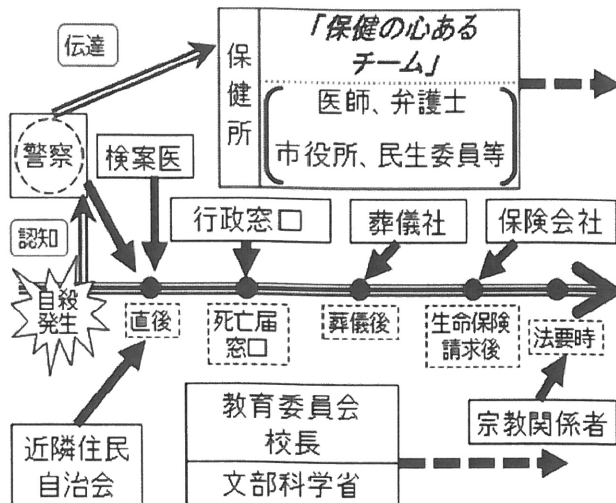


図1. FGI-1のグループが望む情報提供のあり方

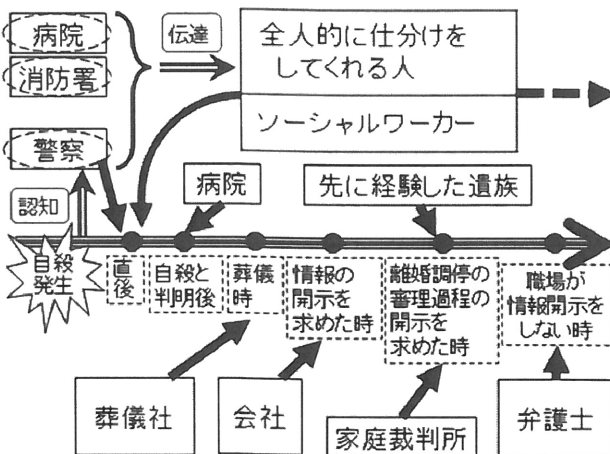


図2. FGI-2のグループが望む情報提供のあり方

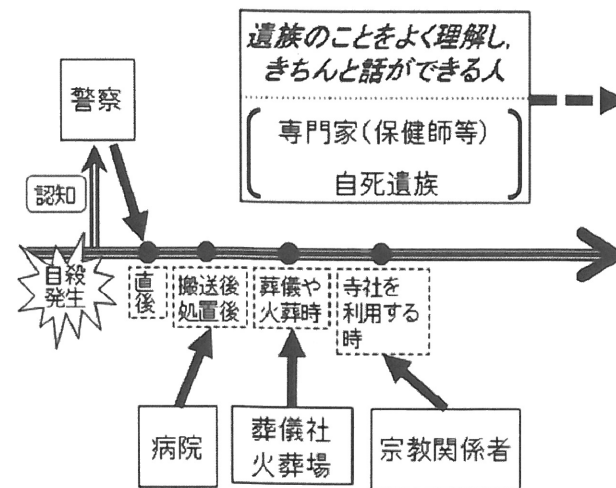


図3. FGI-3のグループが望む情報提供のあり方

にかく真実の細かいことを、どういう状況で亡くなったのかとか真実をとにかく知りたかったので、隠されるより（は、教えてほしい）…。」（FGI-3: Lさん 息子を飛降りて亡くした母親）

「お願いしたいといえば、周りの方ね。例えば、（息子が）救急病院に運ばれた時の看護師さんとかの対応とか、まあ、運ばれた本人のことでいっぱい大変とは思いますが、家族への配慮がちょっとでも（あれば）…。（遺族の辛さを敏感に察知しきめ細やかな対応のできるような）そういう人が別にいてくれないかなと。（人目のある待合いでは辛かったので、個室で）家族に例えば精神安定剤の一粒でもくれるとか、一人にしないと、何かそういう配慮があれば。」（FGI-3: Mさん 息子を飛降りて亡くした母親）

【検案医】についての語りの例：「検案書いうのはだから警察がその時の当番の先生に依頼しますよね、検案書っていうの。で、私はだから何時までにと指定されたところに取りに行ったんです、受付に。（中略）で、封筒にちゃんとかう入れて、返してくださって。（中略）ドクター（検案医からの直接の説明やリーフレットを渡すなどの）対応は、なかったですね。」（FGI-1: Aさん 息子を縊首で亡くした母親）

【行政死亡届窓口】についての語りの例：「死亡届（の窓口）、一番そこが情報が入りやすいですよ。だから、（死亡届には）どういう理由でっていうのも書かなきゃいけないわけだから、そこが、自死の場合は『これ遺族大変だな』と思ったら、何か用意しておいて、他の人の目にはあんまり触れないように、袋でも入って、分からないようにすつと『こういうものありますから、また落ち着いたら見てください』みたいなことを言って渡してくれたら、分かち合いの会とか、そういう点も。その人によって選べるわけですよ、情報が。」（FGI-1: Bさん 娘を飛降りて亡くした母親）

【文部科学省】についての語りの例：「私が一番情報という点でお願いしたいのは学校が包み隠さず、何があったのかを情報公開するという枠組みを文科省が作ってほしい。（中略）人権問題として。」（FGI-1: Cさん 息子を縊首で亡くした父親）

【教育委員会】、【校長】についての語りの例：「学校がどうだったかっていうことについては校長です。（中略）文章は誰が作るかは別にして、校長ははんこついて資料出すべきだと思いますし、その学校を管轄している指導している立場にある教育委員会がどう対応してどう把握してて、

どう判断したのか、どういうデータ持ってるのかっていうのは公開するのは教育委員会の教育長、あるいはしかるべき立場の方だと思います。」（FGI-1: Cさん 息子を縊首で亡くした父親）

【保険取扱会社】についての語りの例：「そういう時に保険の手続きと一緒に何かちょっとしたね、リーフレットでもね、（保険を取り扱う会社からの郵送物と一緒に）入れてきてくれるっていう方法もあったのかなとか思いましたね。保険をかけているとは限らないですけども、そういうふうな手続きをする時に、もちろん手続きの仕方は詳しく書いてくれましたけれども、（それとは）また違った形でケアするようなね、もうちょっと（遺族のケアに役立つ情報を）入れておいてくれたら、あんまりイメージ悪くなかったかな。（中略）家では自死でしたって言うてる、いえ、自死は病気、病死ですか何か、（電話で）押し問答したのを覚えてるんでね。」（FGI-1: Aさん 息子を縊首で亡くした母親）

【近隣住民・自治会等】についての語りの例：「私の場合は、たまたま僕に第一報をいただいたのがお迎いの奥さんだったんですよ。その方は、町内の自治会の会長やったりとかされてる方で、非常に熱心な方だったもんですから、すぐお寺さんどうしますかとかも含めてね、（中略）いろんなお世話をさせていただいて。」（FGI-1: Cさん 息子を縊首で亡くした父親）

【弁護士】についての語りの例：「専門家が、要するに必要な弁護士さんが、会社が書類出さないんだったら証拠保全という手続きをして、会社のコンピュータの時間を全部提出させ。病院からカルテ提出させ、それを基にみんなから聴き取りをし、陳述書を作り、それを提出しないと駄目なんです。」（FGI-2: Eさん 息子を過量服薬で亡くした母親）

【家庭裁判所】についての語りの例：「家庭裁判所には、医務技官とか調査官とか、精神障害がある人が裁判をする場合には、ちゃんと（そのことを）調べて、あるいは、調停する場合も医務技官を立ち合わせてやるとかいう、そういう条文があるんですよ。しかし、その条文は、立ち合わせることができるか、調査官に調べさせることができるか。だから、裁判官とか審判官の裁量に任される訳です。（中略）私ども、こういうふうに（離婚調停に臨んでいた息子が）精神障害（で、しんどい）ということによって調停委員会も知っているのに、なぜ、医務技官とか調査官の力を借りようとしなかったのかと。」（FGI-2: Gさん 息子を練炭で亡くした父親）

【ソーシャルワーカー】についての語りの例：「ソーシャルワーカーって言ったら『社会』やからね。社会への仕分けをする人がソーシャルワーカーにいてね。(中略) ソーシャルワーカーっていうのは、仕分けの人がいて、そこから指示をして。(中略) この件は、もうちょっと、こうしなさいと(教えてくれる)。そういう組織を作らないと。」(FGI-2: Gさん 息子を練炭で亡くした父親)

【会社】についての語りの例：「会社はすごく惜しい人を亡くしましたということで、その日の私のホテルのことや遺体を送ることについても親身に対応はしてくれました。(中略)費用も会社が全部もってくださいましたし、本当に申し訳ないことになりましたというふうなことは言われたんですけど。(中略)私はその当時、私の父も亡くなってましたし、夫もいませんでしたし。兄が亡くなってましたので、家の男がいなかったんですよ、一緒に話を聞いてくれて立ち合ってくれる。弟がちょっと病気がちだったということもあって弁護士さんに同席していただいた。そのことから(会社側が)態度を硬化しちゃって、こちらは、なんにもまだ訴えるともなんとも思いませんでした、ただ真実を知りたいと思っただけなのに、要するに緘口令を敷いてしまって。簡単な資料、それも後で考えたら全く正確じゃない資料、時間外労働の時間も正しくない資料をくださっただけで一切もうこれで5年間ほどそのまま何も音沙汰無しという状況だったんですよ。だから、その時は、やはり客観的な情報というのは正しくいただきたい、と思うんです。(中略)労働内容とお医者さんの医療内容ですね。そういう情報をいただかないと本当に息子を亡くして最悪の状況で本当に私自身、息子の後を追いたいと何度も思いましたけど、その状況でちゃんとこれだけはしなければと、真実だけはちゃんとしなくてはと、思ったのにこういう状況でしたからね。これはひどすぎるなと思いました。」(FGI-2: Eさん 息子を過量服薬で亡くした母親)

3-3-(c). 提供してほしい情報についての比較の結果

望まれた情報については、(1)【子が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい情報】、(2)【自死遺族向けの集いやしんどい時の受診先や相談先】が3つのグループで共通していた。また、特に成人した子を亡くした親からは、会社が情報開示しない時に【労働基準監督署への労災申請の方法】が求められた他、離婚調停の当事者である配偶者の一人が精神障害を抱えた末に自殺で

亡くなった時に【家庭裁判所における離婚調停の審理過程に関する事実】が求められ、さらに、過労自殺後に【時間外労働などの労働内容】、【会社での故人の言動や会社の状況】が求められたのが特徴的であった。一方、中学生だった息子を不登校の末に自殺で亡くした親からは、【学校で何があったのかという事実】が求められたのが特徴的であった。

なお、死別後の諸手続きを誰がしたかについて、対象者13名のうち全員が「故人の親がした」と答えた。このうち2名が親以外に「故人のきょうだい(F)や「故人の祖父(L)が手続きを助けてくれた」と回答した。表1に示した通り、13名のうち、子が既婚者であった親は2名であり、2名とも、故人に、未成年の子がいた。

また、大倉ら(2013)において、遺された配偶者を対象に実施されたFGIの3つのグループ全てで【死別後の期限のある手続きなど必ず必要になる最低限の情報】が望まれたが、このうち、「死別後の諸手続き」に関する情報が、本稿における遺された親の3つのグループにおいては、どのグループからも挙がらなかったのが特徴的であった。つまり、遺された配偶者からは、「死別後の諸手続き」に関する情報の提供が望まれたが、遺された親からは、「死別後の諸手続き」に関する情報の提供が望まなかった。

- (1)【子が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい情報】についての語りの例：「検死の先生っていうのはその(救急対応の)病院の先生は出来なくて、何か警察から先生来られるんですね。(中略)それで夜中に来て、夜中っていうか朝方やったんかと違いますかね、来ていたでいて。その(救急病院の)霊安室に寝てる娘を診てもらって。(もう)駄目だったんでしょうね、黙って帰られたんです。(中略)知らない内に。それで『えっ?』と思っただけ。後から四十九日ぐらいに開きに行きましたけど、その(検死の)先生のところへね。『ちゃんと説明無かったけど、こんな紙切れ一枚で分かりません』言うてね。『娘が、どうして、どこが、どうなって、どうしてこんななったんですか?』って言うて。いろいろ説明してもらいましたけどね。」(FGI-2: Fさん 娘を縊首で亡くした母親)
- (2)【自死遺族向けの集いやしんどい時の受診先や相談先】についての語りの例：「だから、インターネットというツールを使える人たちと、(中略)そうでない人と、いろんな人がいる中で、やっぱり最初にどこで(中略)情報っていうことで、(中略)どこかで誰もが一度はそういう何か、

例えば、遺族のそういう集まりがあると、それから相談機関があるっていうことと出会う場は必要だと思うんですよ。」(FGI-3: Iさん 息子を縊首で亡くした父親)

【労働基準監督署への労災申請の方法】についての語りの例：「要するに、労基署に(労働災害の)申請をどうかなと思って、(息子の今回の過労による自死のことを)調べていただきたいと思って申請をしたんですけども、(実際に申請しようと思った時には)その申請の仕方というのが分からなかったんです。」(FGI-2: Eさん 息子を過量服薬で亡くした母親)

【家庭裁判所における離婚調停の審理過程に関する事実】についての語りの例：（「【家庭裁判所】についての語りの例」と同じ。）

【時間外労働などの労働内容】についての語りの例：（「【会社】についての語りの例」と同じ。）

【会社での故人の言動や会社の状況】についての語りの例：「息子の同僚が10人ほど来てくれて、(中略)『(息子が)こんなこと言ってた、あんな子やった、俺らこんなことしたんや』っていうことをいっぱい言ってくれたんですよ。(中略)その頃、要するに『自分たちが鬱なんだ』と。『もう会社の中、滅茶苦茶なんだ』と。『皆、鬱なんだ』(中略)ということを知られて。さらに、部長級の人が『これは、過労死じゃないかと言っている』と。その(部長級の)方は、私には言うてくださらなかったんですけど、友人を通して私にそういう情報が入ったんです。『あっ、これは調べないといけない』と思って会社に情報を欲しいと。(中略)『もう会社の許す限りのことを、(息子が)どんな仕事をして、どんな仕事ぶりだとか、周りの方がどうおっしゃってるのか、それを欲しい』って、お願いしたんです。(中略)でも、それは未だに手元には届いていない。」(FGI-2: Eさん 息子を過量服薬で亡くした母親)

【学校で何があったのかという事実】についての語りの例：「『やっぱり、おかしい』と、学校が。何があったのか、さっぱり分からない。事実を解明するしかないということで、一人で動いても無理だと思いましたので、弁護士会の人権擁護委員会ですね、そちらの方に人権救済の申し立てを行いました。訴訟に持ち込むという話も弁護士さんとちょっとしたんですけども、(中略)判例も全くその当時ないですから、やるだけのものが返ってくるという可能性はほぼゼロに近いので、(中略)結局、弁護士会は、不登校などの問題自体が起こった時に対して学校は不作為であったと、すべきことをしなかったという事実をまず明確にした上で、そういう不登校などの問題行動が起こった時

に速やかに対応をね、学校、教育委員会、家族、親とも協力してやるべきであるという要望書を執行されました。教育委員会とかでも議論は短時間、10分、15分だったんですけども、されましたけどもそれで終わり。その後、(中略)校長、教頭とかね、会いにも行ったし、手紙を出した上でまた会いに行ったりとかもしましたけども、もう下向いて、黙って何もしゃべらないというのが現実だったんで(後略)。」(FGI-1: Cさん 息子を縊首で亡くした父親)

3-3-(d). 情報提供の方法についての比較の結果

望まれた方法については、(1)【リーフレットや冊子などによる提供】、(2)【自宅や現場に駆けつけ、必要な情報や、やるべきことを状況判断と一緒に動いてくれる】、(3)【自死遺族の気持ちや苦しさ配慮した手厚い対応】、(4)【事実を隠さず教える】、(5)【各種発信媒体の活用】の5つが、3つのグループで共通していた。

(1)【リーフレットや冊子などによる提供】についての語りの例：「だから私は本当にもう警察と、葬儀屋さんと、お坊さんっていう自分が一番最初に関わったこの方たちから何かの情報を少しでももらってたら、その後、自分がどこでどうしたらいいのかっていうのは多分その中に探すことはできたやろうなと思いましたね。(中略)手探りでも探せたかなって(後略)。」(FGI-1: Aさん 息子を縊首で亡くした母親)

(2)【自宅や現場に駆けつけ、必要な情報や、やるべきことを状況判断と一緒に動いてくれる】についての語りの例：「自殺遺族支援については、まず自殺者のあれ(自殺があったという情報・引用者補注)が警察へ出るわけですよ。だから遺族の(ための)ネットワークあるわけですよ。(中略)『自殺と言われたくない』っていうことで他の原因にする人も、医者もいますけども、まず警察は把握したら、(私の提案として、)警察が保健所へ(連絡を)出すと。もちろん、個人情報(の保護)とか(配慮すべき)いろんな問題ありますよ。ただ、どういう形でアプローチしたらいいかは仕方ありますよね。でも、この家族が今、渦中にいるっていうデータは行政(保健所が)持ってますと。」(FGI-1: Dさん 娘を縊首で亡くした父親)

「(インター)ネット(で探せない状態である)とか、自ら(相談に)行けない状態になる人ってものすごく多いと思うんですよ。だから、(中略)自分で動くことができない人には、やっぱりどうしても(外部の関係者など)

向こうからのアプローチが必要。(こういう問題には) こういう場もありますよ、多重債務(の解決策)もありますよ、ちょっと体調崩したらこういう所もあります、分かち合いますっていうアプローチがなかったら動けない人ってすごいいる(おられる・引用者補注)と思うんですね。(中略) やっぱり、自殺された方(の遺族のもと)には民間(の個人や組織、団体)からは(訪問しに)行けないですよ。民間の人が、『あなた自殺でしょ、こういう所があります』って絶対に行けない。(そもそも)個人情報もありますし、(どこで自殺があったのか)知らない、見つけられないから。だから、そういうのは行政がしないと、どうしようもないですよ。(中略) 一言(伝えるために)、(行政から)誰かが出向く、そういうのが必要だと思うんでね。」(FGI-3: Jさん 娘を飛降りて亡くした母親)

「それ、僕は行政には、やってほしくない。行政じゃなくて・・・、行政がお金を出して良いんだけど、やっぱり、それは(中略)遺族自身が、例えば、それぞれの遺族会などが発展的に同じ立場として、やっぱり、声を掛けたい。」(FGI-3: Iさん 息子を縊首で亡くした父親)

「やっぱり来た人が同じ遺族だと分かると、話を聞きたいと思うからね。(中略)(行政の)職員に来られてもね(きつと話をしたいとは思わないと思う)。(中略)例えば、私がおの直後(に誰かに)来られたら、『えっ? 何で(息子が自殺で亡くなった)分かったんだろう?』って、思うかもね。(中略)『どこから、漏れたんだろう?』とか。(息子を亡くしたことで、親として)すごい罪悪感でいっぱいだからね。」(FGI-3: Mさん 息子を飛降りて亡くした母親)

- (3) 【自死遺族の気持ちや苦しさに配慮した手厚い対応】についての語りの例: 「(警察による現場対応が) ひどいなって。人が一人そこだね、命を落としてるんだからやっぱり・・・、この人には人生があつて・・・この人、という人をね、もう少し手厚く・・・。(中略)ましてやそんな(我が子を)自殺で亡くして、こっちは仰天してね、もうその事が飲み込めない状態にいるのにね、あれはないわ、もう本当に・・・。(中略)もう本当に寒いところに(息子が吹きさらしの状態で寝かされて)。そりゃ死んだ人は寒さも感じないと言われればそりゃそうかもしれないけど、やっぱり、本当に人としてもっと手厚く扱ってほしいという気持ちが、ものすごい(ある)・・・。」(FGI-2: Hさん 息子を排気ガスで亡くした母親)

「僕は、やっぱり(市役所の窓口)に死亡届を出した時に、(受け取った担当者が)『えっ?』 という感じで僕

の顔を見られたのが、すごく(痛切な記憶として)残ってるんですよ。(中略)もう役所が近かったんで、『自分で出しに行く』って出しに行っただけ、あれは一生の後悔ですよ。ほんとに・・・。」(FGI-3: Iさん 息子を縊首で亡くした父親)

「解約というか、下ろしたり、いろいろ(死別後の手続きを)しに行った時ね。もう一つ一つが胸がつぶれる思いで、あの子の存在がなくなるっていうことの確認ばかりをしてる訳だから。(中略)人によっては、銀行の通帳を停止した時に、もう体が動かなくなったっていう人がいてはった(おられた・引用者補注)ね、お父さんで。」(FGI-3: Kさん 息子を縊首で亡くした母親)

「(相談やカウンセリングの時に)自分のことだったら、もう少し自分のことだから言えるんだけど、子どものことだからすごく言いにくいんですね。しかも、母親って一番言いにくいんですね。(中略)(臨床心理士のカウンセリングの時に、私が)人が亡くなってる話をしてるのに・・・、(中略)うつむいて、こうやって話してたら、何か、その、内容にはあまり触れないで、『僕の方を、目を見てしっかり話してくださいね』って言ったんですね。『この人、ばかじゃないか』と思ったんですね。すごいびっくりしたんだけど・・・。普通ね、しんどいこと話すのにね、そんなに相手の目を見てしっかり話せる訳ないでしょう。」(FGI-1: Bさん 娘を飛降りて亡くした母親)

- (4) 【事実を隠さず教える】についての語りの例: (「【病院】についての語りの例」、「【会社】についての語りの例」、「【学校で何があったのかという事実】についての語りの例」などと同じ。)
- (5) 【各種発信媒体の活用】についての語りの例: 「私はとりあえず1カ月後ぐらいにたまたま新聞を見て、(中略)こういう(遺族の)会があるっていうのが、こんなちっちゃなあれで出てたから、そこに行きだして、それでずいぶん救われた感じはするけれども。やっぱりあの、とにかく今の気持ちを言える場があるっていうのはすごく良かった。」(FGI-1: Bさん 娘を飛降りて亡くした母親)

4. 考察

4-1. 情報提供について望まれた(a)時期・(b)実施者・(c)情報・(d)方法についての考察

- 4-1-(a). 情報提供の時期についての考察
- 情報提供の時期として3つのグループで共通して挙げられた【既存の専門家が遺族の対応をした時】について、

FGI-1 の A さんも、「一番最初、警察で、その次、葬儀屋さん、その次にお寺さんやっただです。この 3 つだけがお世話になったんですね。この 3 つの人は、うちの子がどういう亡くなり方か知ってるんですね。でも、フォローはないんですね。（中略）だから、私は本当にもう、警察と、葬儀屋さんと、お坊さんっていう自分が一番最初に関わったこの方たちから何かの情報を少しでももらっていたら、その後、自分がどこでどうしたらいいのかっていうのは多分その中に探すことはできやろうなと思いましたね。」と語られたように、この 3 者に限らず、遺族に関わることになる専門家や関係者が遺族と接触した時に、その場で情報を提供することが求められた。

4-1-(b). 情報提供の実施者についての考察

望まれた情報提供の実施者の(1)【自宅や現場に駆けつけて状況判断し助けてくれる人】については、FGI-1 においては、遺族が「何で自分だけがこんな悲惨な思いをしなきゃいけないのか」と思って苦しんでいる時や、警察が自殺発生を把握し保健所に伝えた時に、【保健の心あるチーム】が、遺族のもとに駆けつけ「苦しんでいるのはあなた一人じゃないよ」、「同じようなことで苦しんでいる人は実は他にもたくさんいるよ」、「睡眠薬で眠りをコントロールすると良い」、「1~2 年は自力でなんて出来ないよ」ということを伝えるのも方法の一つであること（ただし、個人情報の取り扱いなど、検討すべき問題はたくさんある）が、娘を過労による縊首で亡くした父親である D さんを中心に提起され、中学生だった息子を縊首で亡くした父親である C さんも共感したが、遺された母親である A さんと B さんは、明確な賛否を示さなかった。

FGI-2 においては、自殺に限らず何か事故や不審死が発生して警察が現場に行った時から、【全人的に仕分けをしてくれる人】（例えば、ソーシャルワーカーのような人）が、当事者となった遺族が置かれている状況に対して何が必要であり、どのような解決手段や専門家が必要であるのかについての情報を収集しながら、親族のように見守ってくれて、カウンセリング的な立場で方法論や情報を提供しながら、「精神的なあれですか」、「病院とか行かれてましたか」、「働き過ぎとかありませんか」など、幅広く吸い上げて状況判断をして社会への仕分けをし、必要な専門家に繋いでくれたり、窓口について来てくれたりする人が必要である、との提案が、息子を過労による

過量服薬で亡くした母親である E さんや、息子を過労と離婚調停による自死で亡くした父親である G さん、息子をうつ症状による自死で亡くした母親である H さんから相次いで提起され、娘を亡くした母親である F さんも明確な賛意を示した。

FGI-3 においては、早い段階（例えば 1 ヶ月とか一定期間経った後）で、【遺族のことをよく理解しきちんと話ができる遺族】が、遺族に役立つ情報やこういう目に遭ったのは自分だけではないと気付かせてくれる情報を提供するために自宅に出向き、一度、対面で「何かありませんか？困ったことがあったら連絡ください。」などと声掛けし、一人一人丁寧にニーズを引き出してほしい、との提案が、I さんと J さんから提起され、K さん、L さん、M さんも明確な賛意を示した。また、その実施者として、【遺族のことをよく理解しきちんと話ができる専門家】（保健師など）でも良い、との意見が I さんから提起され、J さんと L さんが共感した。しかし、K さんと M さんは反対した。反対意見として、K さんは、保健師の担当業務の幅広さと忙しさを挙げ、M さんは、自分が依頼もしないのに自宅訪問されたら怪訝に思うのではないかの不安感を挙げた。

以上の提起を統合すると、警察が現場に駆けつけた時から 1 ヶ月後程度までの間において、先に同じ経験をした遺族や、遺族支援に十分な理解と知識のある保健師などの専門家が、自宅訪問を希望する遺族に対しては、自宅訪問による情報提供とその後の継続支援を実施することが有効な場合があるものと考えられる。しかし、この役割を公的機関が担うのか民間団体が担うのかについては意見が分かれるところであり、この後の「4-1-(d). 情報提供の方法についての考察」の(2)【自宅や現場に駆けつけ、必要な情報や、やるべきことを状況判断し一緒に動いてくれる】において引き続き議論を深めたい。

次に、(2)【警察】については、FGI-1 では、現場担当者が遺族対応をした時に、身体がしんどい時にケアをしてくれる受診先や相談先、いのちの電話の連絡先、遺族会などについて、遺族に役立つ情報を予め封筒にひとまとめにしておき、声掛けと共に渡し、保健所にその後の支援を依頼することが提起された。FGI-2 でも、遺族の悩みや遺族の集いに関する情報を「落ち着かれたら開けてください」と言ってパッと渡すことが求められた。FGI-3 では、特に、屋外における自殺現場に対応した担当者から、どういう状況で亡くなっていたのかなどの詳しく細かい情報について、知りたい親には隠さずに教え

ることが求められた。

(3)【葬儀社】からの遺族への全般的で惜しめない情報提供が、積極的に実施されることが求められた。一人息子を亡くし独り遺された Eさんは、息子の葬儀時に、担当者がカウンセリングマインドを持って対応してくれて、「どんなことでも分からないことは全部聞きますよ」、「いつでも電話してきてください」と携帯電話の番号まで教えて下さり、全て話を聞いてくださって助けられた、と高く評価した。葬儀社の担当者は、その家庭がどういう形で死者を出し、それをどう受けとめようとしているのかなどを全部知って対応することができる立場であり、担当者そのものがまさに情報源であり社会資源でもある。したがって、支払いを済ませて終わりではなく、故人を埋葬する際に気を付けるべき点についての情報や、身体がしんどい時にケアをしてくれる受診先や相談先、いのちの電話の連絡先、遺族会などについて、遺族に役立つ情報をお土産袋のような形で遺族に渡したり、遺族の腑に落ちるような助言をしたりすることが望まれた。

FGI-1と3で【宗教関係者】が挙げられたが、FGI-1と3に特徴的な語りであるとは言えない。FGI-1では、お寺さん・お坊さんが法事などでお参りに来てくれる時に、身体がしんどい時にケアをしてくれる受診先や相談先、いのちの電話の連絡先、遺族会などの遺族に役立つ情報を、警察や葬儀社からもらったものと同じもので良いから、「こういうものもあるんですよ」と言って手渡ししてほしい、との提起があった。FGI-3では、寺社を利用する際に、遺族会や悲嘆過程、相談機関についての情報に関するリーフレットを予め用意しておき、手渡ししてほしい、との要望が挙げられた。

FGI-2と3で【病院】が挙げられたが、FGI-2と3に特徴的な語りであるとは言えない。FGI-2では、自殺と判明した後で、遺族の悩みや遺族の集いに関する情報を七つ道具のような感じで袋に入れて予め用意しておいたものを、「落ち着かれたら開けてください」と言ってパッと渡すことが求められた。また、Fさんは、職場における過労で亡くなった息子が通院していた複数の病院からの正確な診療情報が、遺族が望んだ時に、改ざんされることなく開示されることを望んだ。FGI-3では、息子を飛降りて亡くした母親である Lさんから、処置が終わった直後に、救急医から、どういう状況で亡くなったのかなどの真実を、知りたい親には隠さず教えてほしいとの要望が挙げられ、同じく息子を飛降りて亡くした母親である Mさんが強く賛同した。また、Mさんからは、救

急病院に運ばれた時に人目のある待合いでは辛かったので、遺族の辛さを敏感に察知し、きめ細やかな対応のできる病院職員から、精神安定剤を一粒飲ませてくれたり、個室を用意してくれたりするなどの対応をしてほしい、との要望が挙げられ、先の Lさんと、娘を飛降りて亡くした母親である Jさんが強く賛同した。このように、自殺の手段が「飛降り」である場合には、飛び降りる前後で周囲に居合わせた人に発見され救急病院に搬送される可能性が高いものと考えられる。

これらのことから、救急病院の職員は、遺族に役立つ情報を持ち帰りやすい形にして予め用意しておき、一言添えて手渡すのと同時に、遺体の損傷状況を詳しく知ることになった救急医や担当看護師などから、死亡に至った経緯や救命処置をする中で分かった事実などについて、とりわけこの類の情報は救命処置を試みた医師や看護師しか知り得ない情報であることを重大視しつつ、そのような情報を知りたいと考えているように思われる親に対しては、もちろん丁寧な意思確認をした上で隠さずに情報提供をすることに加え、突然の悲報に動転する家族への手厚い介抱と手当を同時進行で開始することは、自殺未遂者支援と併せ、極めて重要であると考えられる。

FGI-1において、唯一【検案医】が挙げられたが、FGI-1のみに特徴的な語りであるとは言えない。具体的な要望として、検案書をもらう時に、検案書を受付で遺族に渡すだけでなく、担当した検案医から、初対面で緊張している遺族に配慮しながら、遺族に役立つ情報に関するリーフレットなどを予めひとまとめにしておき、遺族が安心感を持てるような言葉掛けをしながら手渡すことが望まれた。

FGI-1で、【行政死亡届窓口】が単独で挙げられたが、FGI-1のみに特徴的な語りであるとは言えない。具体的な要望として、役所には必ず行くので、死亡届を提出しに行った時に、死亡届窓口の担当者は、うつ状態が続いている場合の対処方法や、メンタルケアが受けられる場所、精神科の受診先、服薬治療やカウンセリングなどの情報についての資料を入れた袋を予め用意しておき、提出された死亡届にある理由を見て、他の人の目には分からないように、ずっと「こういうものもありますから、また落ち着いたら見てください」というようなことを言って渡してくれたら、受け取った人の状況に応じて情報を選んで良い、との声が挙げられた。また、提案として、死別後の相談窓口を設けておき、メンタル面や保険の手続き、法律面に関する詳しい情報を提供し、必要に応じて

てその関係先に繋ぐことも望まれた。

FGI-1 で、中学生だった息子を縊首で亡くした父親である C さんが、【教育委員会】と【校長】から事実を包み隠さずに遺族に公開する仕組みを【文部科学省】が制度として整備することを強く提起し、D さんも強く賛同した。具体的には、実際に、校長や教頭に会いに行っても下を向いて黙って何もしゃべらないという状況だったが、いろいろ調べていくうちにまた分かってきて、「これはどうだったんですか」ということの繰り返しになるので、随時、分かったことに対して確かめたいし、分からないことを教えてほしい。また、校長は、学校で何があったのかという事実を開示すると同時に、教育委員会の教育長は、教育委員会がどう対応し、どう把握し、どう判断し、どういうデータを持っているのかについての情報を開示してほしい、との要望が挙げられた。

FGI-1 で、【保険取扱会社】が単独で挙げられたが、FGI-1 のみに特徴的な語りであるとは言えない。A さんから提起されたが、同じグループの他の 3 名の対象者からの賛否は不明であった。A さんは、実際に保険を請求するために電話した際に、自殺だの病気だのと押し問答になり、辛く悲しい思いをしたので、手続き書類と一緒に、せめて何かちょっとした遺族に役立つリーフレットでも入れておいてくれればまだ感じが良かったのに、と振り返った。

FGI-1 で、唯一【近隣住民・自治会等】が挙げられ、特に C さんから、近所の顔見知りの住民からの情報提供や親身な世話に助けられた経験が語られたが、FGI-1 のみに特徴的な語りであるとは言えない。一方、(1)【自宅や現場に駆けつけて状況判断し助けてくれる人】と【近隣住民・自治会等】が情報提供の実施者になることに対する反対意見として、胸中を吐露した A さんの語りをしておきたい。

「私はやっぱり（近隣の別のマンションで息子が）亡くなって（遺体を地元）連れて帰ってきたので、地域の人はうちの子がそういう亡くなり方をしたっていうのは知らないんですよね。変な話、外で亡くなった訳じゃなくて、マンションの自室で亡くなったので新聞に載るといこともなかったです。だから、地域の人たちは、『ああ、坊ちゃんが、もともとがここでちょっと病気がついたので、その病気が悪化して亡くなったんやわ』みたいな感じで、見てくださってたんですよね。だから、地域の人に、『うちの子は、（実際には）こんな形で（亡くなりました）』と

は、私は今でもやっぱり言えない状況だったんですよね。だから、地域の（自治）会長さんとか（葬儀の）受付とかしてくれましたけども、そういう方には『実は（自死でした）』というのは、やっぱり全然言えないですね。」

(FGI-1: A さん 息子を縊首で亡くした母親)

このように、死因が自殺だったと言えない傾向については、我が国でも既にいくつもの文献で報告されている（自死遺児文集編集委員会・あしなが育英会 2000；自死遺児編集委員会・あしなが育英会 2002；西田 2002：81）。

このことについては、B さんも、

「私、心理関係のカウンセラーしてる人も友人にいっぱいいたんですけど、大学の先生とかも。でも言えないですね。その後のこととかも考えるから。いろんなことをしゃべった時に。やっぱり、その人といろんな他の人間関係も全部つながってるから、逆に言えなかったですね。自分のことだったら、まだ、いいんだけど、子どものことだし。だから難しかったですね、非常に。」(FGI-1: B さん 娘を飛行機で亡くした母親)

と振り返り、カウンセラーにすら我が子の死因や詳しい養育の過程を説明しづらい心境を語られ、亡くなった子を産み育てた母親としての言い知れぬ苦悩と、自分が住んでいる地域に知れ渡ってしまうことへの漠然とした抵抗感を打ち明けられた。A さんと B さんは、共に、子を亡くした母親であるが、もちろん本調査だけでは、子を自殺で亡くしたことを地域の関係者に打ち明けることへの抵抗感が、子を亡くした母親に特徴的なものであるとは言いきれない。

しかし、このことに関連して、FGI-3 では、子を亡くした母親と父親との違いについて、次のようなやり取りが交わされたので挙げておきたい。

I さん 僕は子どもを産んでないわけですよ。父親っていうのは産んではいないですよ。だから女性、お母さんたちしてみると、やっぱり自分が実際に出産されたっていう経験はとて大きくて。よく感じるの、本当に自分の体の一部のような存在が消えたような、自分の一部がなくなるという感覚。(中略)でも、父親というのは、(父親にとって) 息子っていうのは、特に自分の将来の夢なんですよ。それこそ引き継がせたいものが父親としてやっぱりあ

って、その対象が消えるっていう（父親としての）感覚と（母親が抱く感覚とは）ちょっと微妙に違うのかもしれないなと思ったりね。だから、分かんないですけど、母性的なニーズと、父親として感じるニーズとの違いが、もしかしたら、あるのかもしれないとかね。

Kさん やっぱり、私は、（母親として）自分の息子は自分の結晶。私が育てて、私の夢みたいなのはすごくありますね。

（中略）

Mさん 父親は、育てながら父親になるって言いますもんね。母親は、もうここに宿った時から自分の細胞を分けているわけだから、（母親として）本当に身を分けてるっていう感じがあります、実感がね。

このように、我が子を自らのお腹の中に宿し、およそ10ヶ月と言われる妊娠期間中も24時間寝食を共にし、大切に育み出産した我が子のことであるが故に、母親にとっては、我が子を自死で失ったという事実と養育の過程について、父親以上に外部の関係者に説明しづらい特有の困難感があることが示唆される。

FGI-2では【弁護士】が単独で挙げられたが、FGI-2のみに特徴的な語りであるとは言えない。ただし、FGI-2は、成人した子を亡くした親のグループであり、学業を終えた子が就労していることが多い時期であると言える。したがって、業務中の労働災害が起こったような場合には、その事例によっては弁護士が関わることもあり得ると考えられる。息子を過労による過量服薬で亡くした母親であるEさんは、ある弁護士から、「労災というのは、労働基準監督署に行って書類をもらってきて、お母さんが必要なことを書き込んで出せばいいんですよ」、「誰でも出来ますよ」と助言されたが、後から他の弁護士から、「どこの弁護士や。そんなこと言うのは」と言われたほどに、Eさんの息子の事例は、過去の例では労災が絶対に認められないような事例であった。そのため、弁護士への要望として、会社や職場が故人の労働内容などに関する情報を開示しようとしない時に、証拠保全の方法や労働基準監督署への労災申請の方法などについて、説明をいい加減にせずに親身になって対応することが望まれた。

FGI-2で唯一【家庭裁判所】による離婚調停の審理過程に関する情報提供が求められた。FGI-2は、成人の子

を亡くしたグループであり、婚姻関係のある夫婦であれば、当然、離婚問題も起こり得る。民法（総務省2016a）の第七百六十六条¹⁾と第八百十九条²⁾には、離婚後の子の監護に関する事項の定めや親権者などに関する事項が規定され、子を監護する親をどちらかに決定することや、子との面会や交流の頻度の決定、子の監護にかかる養育費用の負担についての額の決定、その他、子の監護について必要な事項を決定する必要があるものとされている。子の監護について必要な事項として、夫婦関係調停申立書には、財産分与や慰謝料、年金の分割の額の決定などが明記されている。そのため、一般的には、夫婦間の協議による協議離婚が多いとされているが、Gさんの息子のように、夫婦間の協議で決着がつかず、家庭裁判所に調停離婚の申し立てがなされた場合には、一定の期間に上記のような重大な取り決めにいくつもこなししていく必要がある。そのため、ただでさえ、相当な負担が当事者の双方に掛かることが容易に推察される中、当事者がうつ状態などの精神障害を抱えているような場合には、Gさんが訴えるように相応の処置や配慮がなされて然るべきであろう。

FGI-2で【ソーシャルワーカー】が単独で挙げられたが、FGI-2のみに特徴的な語りであるとは言えない。ソーシャルワーカーへの要望として、自殺が発生した時に、当事者となった遺族が置かれている状況に対して何が必要でどのような解決手段や専門家が必要であるのかについて状況判断をして社会への仕分けをし、「この件は、こうしておく方が良いですよ」と教え、付き添って支えることに加え、そのための組織を作ることが望まれた。

FGI-2で【会社】が単独で挙げられた。FGI-2は、成人の子を亡くしたグループであり、就労していた子が亡くなった場合に会社や職場が情報の提供者として望まれる事例は当然、多くなるものと推察される。会社に対しては、遺族が真実を知りたいと思った時に、会社などの責任者から、時間外労働などの労働内容や過労自殺した我が子の会社での言動、会社の状況などについて、客観的で正確、かつ、詳細な情報を遺された親に教えることが求められた。

最後に、FGI-3では、情報提供の実施者がグループ単独では挙げられなかったのが極めて特徴的であった。それは、次のやり取りに集約されていると思われる。

Mさん 親としては、保護者として（高校生だった息子を）守れなかったというそっちは大きいです。

（高校の）先生のせいにするところまで、なかなか、
いかないですよ。

Lさん いかないですね。自分しか責める人いないです。

Mさん うん。もう、先生に何ができるの？って。あまり
期待していないし、守ってもらえるとも思っていな
いので。もう、親が、なんとかしてやるべきだった
と、そればかりですね。

Lさん ほんとですね。だから、一周忌来るまでは、とに
かく、「一周忌になったら、死のう、死のう、死の
う」、そればかり。（息子の死の責任を母親である
自分が）償わなくっちゃ、償わなくっちゃって。

Lさんの亡くなった息子は、高校を卒業し、あと5日
後が大学の入学式であり、3月31日が命日であった。M
さんの亡くなった息子は、入院などで留年を余儀なくさ
れ、同級生は高校2年生であったが、本人は高校1年生
のままであった。このLさんとMさんのやり取りに、I
さんとKさんが共感を示した。しかし、Jさんは、亡く
なった娘が、所属していた大学の先生から必ずしも適切
とは言えない教育上の指導があったことから、このやり
取りには反対の意思表示をされた。つまり、「大学の先生
が、適切な指導をしてくれていれば、娘は死なずに済ん
だ」という思いが、Jさんの気持ちの根底にあるものと
推察された。

このことに関連して、Mさんから象徴的な語りがあっ
たので、以下に示したい。

Mさん いじめで（亡くなった）というのは・・・（中略）
それは、私は、ちょっと、自分とは違う枠だな、と
思ってるんです。過労で（亡くなりました）とか、
いろいろ（な背景や原因が）ありますけど、（私は、
いじめによる自死というものも）その（いろいろな
背景や原因の）中の一つとして捉えてて…。

このように、本稿では少なくとも中学や高校、大学の
教職員に対する責めの気持ちよりも、親自身に対する責
めの気持ちの方が強い場合には、Lさんが「自分しか責
める人（が）いないです」と打ち明けられたように、親
は一心に自分を責め続けるしかなく、心身共に疲弊し切
ってしまう恐れがある。

一方、中学生の息子を亡くしたCさんのように、「『不
登校の子が非常に目立つというふうに見えるんだけど』
と言って校長に詰め寄るんですけども、（校長は）『そう
いう実態はない』と嘘をつく。最後まで嘘をつき通しま
したけど。だから、親がいくら訴えても、学校側は、
もう全く無視をするっていうことをやり続けたんです
ね。」と訴えたように、親自身に対する責めの気持ちより
も、本稿では少なくとも中学や高校、大学の教職員に対
する責めの気持ちの方が強い場合には、或いは、明らか
に学校の教職員の側に責任があると推測される場合には、
親は我が子の死に関する事実が明らかになるまで一心に
学校を責め続けるしかなく、仮に学校の教職員が事実を
全て明らかにすることを拒むような場合には、遺族が心
身共に疲弊し切ってしまう恐れがある。

もちろん、親自身に対する責めの気持ちよりも家庭の
外部の特定の人や機関に対する責めの気持ちの方が強く
なる事例としては、学校における問題がその死の原因に
なったと考えられるものばかりではない。とりわけ、本
研究においては、亡くなった子が生前に所属していた職
場における問題が原因として考えられる場合や、亡くな
った子が生前に通院していた病院における診療に問題が
あると考えられる場合、さらには、亡くなった子が生前
に当事者となっていた離婚調停の審理を進めていた家庭
裁判所の審理過程に問題があると考えられる場合などを
挙げるができる。

4-1-(c). 提供してほしい情報についての考察

提供してほしい情報については、まず、(1)【子が自殺
で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい情報】が
全てのグループで求められた。詳しい要点については、
この後の「4-1-(d). 情報提供の方法についての考察」の
(4)【事実を隠さず教える】の考察に記したので、そちら
を参照されたい。

(2)【自死遺族向けの集いやしんどい時の受診先や相談
先】も全てのグループで挙げられた。とりわけ、遺族向
けの集いが挙げられたことについては、本研究における
FGIの対象者が、自死遺族自助・支援グループに中心的・
協力的に関わっている親であったこともあり、全員が遺
族向けの集いの効用を肯定的に受けとめていたことが背
景にあるものと推察される。遺族向けの集いには、先に
子を亡くした親が確実に集まる上に、子を亡くす悲しみ
や苦しさを心底分かって受け入れてくれる人に会える
可能性がある。次いで、受診先や相談先に関する情報に

については、病院の場所やカウンセリングの場所、先に遺族になった人が癒された場所やワークショップの場所など、遺された親が自分の置かれた状態に合わせて選ぶことができるよう一通りの情報が提供されることが求められた。

また、【労働基準監督署への労災申請の方法】や【家庭裁判所における離婚調停の審理過程に関する事実】の他、【時間外労働などの労働内容】、【会社での故人の言動や会社の状況】、【学校で何があったのかという事実】など、職場における過労の問題や、子が既婚者である場合には離婚に関する問題、さらには、学校における暴力事件や死亡事故などに関する正確で明瞭な情報が求められた。

さらに、死別後の諸手続きを誰がしたかについて比較検討した結果、遺された配偶者からは、「死別後の諸手続き」に関する情報の提供が望まれたのに対して、遺された親からは、「死別後の諸手続き」に関する情報の提供が望まれなかった。配偶者を亡くし遺された配偶者を対象にした大倉ら（2013）の調査では、遺された配偶者 13 名のうち 11 名が死別後の手続きを「自分がした」と答え、11 名のうち 3 名が自分以外に、「実親」、「親戚」、「実兄」からそれぞれ手続きを助けてもらったと回答した。一方、自分で手続きをすることが出来なかった残りの 2 名については、いずれも、子がいなかった妻であり、「実姉」、「義父」がそれぞれ手続きを代行していた。さらに、子がいなかった夫からは、【子どももおらず複雑ではなかったので死別後の手続きでは困らなかった】ことが挙げられた。このように、配偶者を亡くし遺された配偶者は、多くの場合、死別後の手続きを、自分の家族やきょうだいなどからの側面支援があればそれを受けながら、自分で処理をしようとして難儀している様子が見えてくる。

しかし、本稿においては、亡くなった子が既婚者であった親は、GさんとHさんの2名であり、2名とも、故人に未成年の子がおり手続きは故人の父親が単独で実施しており、故人の配偶者とは一緒に動いていなかった。この理由として、まず、Gさんの場合には、亡くなった子の妻が離婚調停を申し立てていたため、Gさんの子が亡くなった後で、故人の妻と故人の親が支え合って死別後の手続きを進められるような状況ではなかったものと推察されることが挙げられる。次いで、Hさんの場合にも、夫婦喧嘩の末に離婚話も持ち上がっていた末の死であったことから、こちらも、故人の妻と故人の親が共同で死別後の手続きを進めていけるような状況ではなかつ

たものと推察される。このように、亡くなった子が既婚者であった場合には、遺された配偶者と遺された親とが別々に行動しながら死別後の諸手続きに動く場合がある。そのため、遺された配偶者は、自身の親やきょうだいなどからの側面支援が得られなければ、自分で死別後の諸手続きを進めるしかない立場に置かれる場合があるものと推察される。

一方、本稿における遺された親の 13 名のうち、亡くなった子が既婚者であった 2 名を除く 11 名のうち、亡くなった子が未婚であったのは 10 名であり、残りの 1 名は、亡くなった子が配偶者との離別を経験していた。さらに、未婚であった 10 名のうち、未成年は 4 名であった。このように、亡くなった子が未成年であったり、未婚であったりする場合には、子が既婚者である場合に比べ、しなければならない諸手続きの量が相対的に少ないことが推察される。

4-1-(d). 情報提供の方法についての考察

望まれた情報提供の方法については、(1)【リーフレットや冊子などによる提供】が全てのグループで挙げられた。口頭での説明よりも、リーフレットや冊子が求められた理由については、Aさんの次の語りによく表れている。

「こちらに振られてもそれをどうしたらいいのかももちろん分からないような状況で、だからその時にやっぱりもうちょっと警察の方でいろんな情報をね、あの、私はだから言われても何を言ってるのか全然分かんないんですよ。もう亡くなったことの方が一杯で、どうして、何で亡くなったんだろうっていう、そんなんで頭がぐるぐるするから、まあ、だからたくさんまあ、お土産袋でもなんですけれど、そんなんただければ、落ちていた時、これ何やったんやろって多分、開いたんじゃないかなっていうような状況なんですけれど、向こうは口頭で説明しましたよって言われたかも分からんけど、そんなんもう多分無理やと思いますよね。口頭で説明しましたって言われても。(中略)やっぱり、物でいただければきっと、後で落ち着いて、この袋は何やったんやろ。いや、何かな、思い出さへんわ、中、開けて、いや、そういうたらこんなもらったんかなっていう程度やと思うんですけど、でもその中に情報っていうのが入ってれば、要るもんは見る、要らないものは自分で処分するっていうことができるの。」(FGI-1:Aさん 息子を縊首で亡くした母親)

このように、突然の我が子の死に際し、極限の混乱状態の中、たとえ丁寧な説明をされたとしても覚えていない場合があることが考えられることから、ある程度、落ち着いた頃に一つ一つを見返すことのできるリーフレットや冊子による提供がより望ましいとすることができる。

(2)【自宅や現場に駆けつけ、必要な情報や、やるべきことを状況判断し一緒に動いてくれる】については、「4-1(b). 情報提供の実施者についての考察」の(1)【自宅や現場に駆けつけて状況判断し助けてくれる人】の項目で、既に、3つのグループそれぞれにおける語りの特徴を記述した。特に、FGI-3で、このような役割を担う人を行政が実施するのか、或いは、民間団体が実施するのかで意見が割れた。Jさんは、個人情報の保護の兼ね合いもあるため、民間団体は絶対に訪問はできないから行政が担うべきである、と提起した。それに対しIさんは、Iさん自身の遺族としての苦しみを行政の窓口職員がくんでくれなかった苦い経験があったことから、このような役割を担うのは行政の職員ではなく、行政が遺族会に運営資金を支出する形で、遺族会が発展的に担う形が理想であることを強調された。そして、この意見に対し、Mさんも同調し、行政の職員が自宅に来て、どこから情報がもれたのかと怪訝に思うだろうが、もし、来た人が同じ遺族であれば、むしろ、逆に自分から話を聞きたいと思うかもしれない、と期待を寄せた。

(3)【自死遺族の気持ちや苦しさに配慮した手厚い対応】については、特に、FGI-2において、警察による遺体の安置方法のずさんさについて活発に論議が交わされた。その結果、霊安室みたいなどころにきちんと花を飾り、物体としてではなく人として手厚く扱うために、予算との兼ね合いもあるのかもしれないが、警察署内で駄目ならばどこかそういう場所を設置してほしい、との提起があった。

また、遺族の苦しさとして、我が子を自殺で失った親が、自分がどうして生きているのかという全部が崩れ、どん底の状態に陥り、心身共に壊滅的で惨憺たる状態の中、直後には欲しい情報なんてないと思うほどの状態になることがある、という現実が挙げられる。とりわけ、親自身以外に明確な責めの対象がない場合には、特にこの傾向が顕著に見られた。その例として、Kさんは、

「（息子が縊首で亡くなった）後は、もう（自分の中に）穴が空いてしまって。もう何で自分は生きてるのかって

うどん底の状態に落とされちゃったんですけど。その時、誰かに助けてもらおうとか、そんなこと思わなかったし、一番欲しい情報って、本当にその時は、なんにも思いませんでした。そやから、何となく、私にとって、（今回のこの調査の）その問い掛けは、このテーマは、ちょっとピン外れだったんです。自分が、その後、どう生きていこうかと模索していく中で、いろんな、それが本当の解答かどうかは別にして、私の試行錯誤の道筋の中で、『ああ、こういうことをあの子に教えたかった』『こういうことを経験させたかった』『この本を読んでいたら、違っていかも』と思うようなことは、たくさんあったんですけどね。だから、そういう情報を、（本当は息子が亡くなる）もっと前に、こんな視点を変えるような見方の話をしている先生がいるよとか、そういう、いろんな情報が、（息子が亡くなる）その前に欲しかったということですね。私も（息子との死別後に）そういう情報は欲しかったけれども、欲しいってその時、思わなかったです。とにかく、自分が（どん底の悲しみの中で）必死に生きる中で、探していったっただけのことですね。欲しいと思ったのは、だいぶん経ってから、（死別後）1～2年経ってからですかね。」
(FGI-3: Kさん 息子を縊首で亡くした母親)

と当時の状況を回想し、FGI-3の全員が強く賛同した。この語りは、高校・大学の時期の子を亡くしたグループであるFGI-3で挙げられたが、FGI-3に固有の特徴であるとは言えず、むしろ、子を亡くした親に共通する状態であると思われた。このように、親は、我が子の自死による死の責任を一身に受けとめ、親自身の生き方と子育ての方法の全てを振り返り、その全てが崩壊する事態に直面していた。死別後に欲しかった具体的な情報としては、自分の悲しみが客観的に見られる場や、瞑想、落語、役に立つ本など、遺族が視点を変えることができる社会資源を知ることができたり、遺族が実際に癒された社会資源や媒体に関する地方版の案内があったりと良い、との声が挙がった。

さらに、【家庭裁判所】の考察の箇所でも触れたが、子を亡くした親が被る恐れのある苦しさとして、遺された親は、子が既婚者の場合、子の家庭での出来事についての限られた情報から実態を推測し解釈しようとするしかなく、怒りの矛先が、子の配偶者に向く場合がある。一方、子の家庭で遺された配偶者も、多くの場合、亡くなった配偶者の親などから、実際的事实とは微妙に異なる可能性のある理由に基づいて死の責めを受けるなど、分

が悪い立場に置かれがちであることが推察される。そのため、結果的に、双方が苦しい対立を余儀なくされる恐れがあることが挙げられる。その実例を以下に示したい。

「当初は、もう（息子の）葬儀のことでバタバタバタしてましたけども、葬儀が一段落したら、何かやっぱりおかしいなと思って、（亡くなった息子の）嫁さんを訴えることにしたんですね。（中略）配偶者は、病気の配偶者に対しては、やっぱりある程度、やることはやらないといけない、いわゆる、義務があるんじゃないかと。（中略）しかも、（亡くなった息子とその妻との間に産まれた）娘と（父である亡くなった息子と）の面会（の希望）に対して（妻が）無視をしていたと。精神的な病気を（発症）して治療を始めたばかりというそういう大事な時期に（そのような）ストレスを与えるということは、いろんな人の本でも、離婚する相手が正常な人であっても、ストレスが非常に大きいとか（書いてある）。（しかも）精神障害を持っている人の場合は、死亡する確率が非常に高い。そういうことを考えたら、（亡くなった息子の妻は、息子が）死ぬことをある程度、想定して（離婚調停の申し立てなどの一連のことを）やったんじゃないか、ということで、そのことに対して（裁判所に）異議を申し立てて、（中略）いろんな準備証明を添えて送った訳ですけど。これは結果的にはもう…、（中略）裁判官も、『和解をされた方が（良いのではないのでしょうか）。娘さんもおられるから』ってことがあって、『それはもう、和解しよう』ということにしました。」（FGI-2: Gさん 息子を練炭で亡くした父親）

Gさんは、亡くなった息子の妻に対し、刑法（総務省2016 b）第二百十八条³⁾の保護責任者遺棄等の規定に基づき、妻が、精神障害に罹患していた夫を保護する義務があったのに、その責任を果たさなかったのは保護責任者遺棄にあたるのではないかと、として訴訟を起こした。このGさんの止むに止まれぬ思いには、同じグループの中で、亡くなった子が離婚を経験していたFさんと、亡くなった子が既婚者であったHさんが共感を示したが、亡くなった子が未婚だったEさんの反応は不明であった。

このように、既婚者であった子が亡くなった場合、その親は、亡くなった子の結婚関係の中で、一体、何があったのか？という事実については、亡くなった子の家庭の外から見聞きした情報に基づいて推測する他ない。

Gさんの場合、なぜ、亡くなった子の配偶者は、そのような冷淡な態度をとり続けたのか？きっと、うちの子

が死んでしまえば、死別という形で婚姻関係を解消できると思って、わざと、そうしたのではないかとなどと、疑心暗鬼が重なり、亡くなった息子の妻を保護責任者遺棄の罪で訴えるという事態にまで発展した。

一方、この場合、亡くなった息子の妻の立場から考えた時、離婚を望んで離婚調停を進めていた最中に、夫が自ら命を絶って急逝し、もしかしたら妻である自分が夫を死に追いやってしまったのではないかと込み上げる自責感に苦しむ中、夫の父親が「妻として、病気だった夫を保護しなかったのは罪だ」として訴訟を起こしたのである。結局、この訴訟は、裁判官の勧めもあり、和解という形で決着した。

つまり、双方の立場を勘案して言えることとして、親から見て、子が結婚し家庭がある場合、子の親は、その家庭の中のことや夫婦関係については、ほとんどの場合、その家庭の外から見て判断するしかなく、なぜ、我が子が死ななければならなかったのか？という事実を追求する対象として、沸き上がる怒りや不信感と共に、遺された配偶者にその矛先が向きがちであることが推察される。一方、亡くなった子の配偶者は、亡くなった配偶者の親から、実際の事実からは微妙に異なる可能性のある理由に基づいて、あるいは、実際の事情や言い分をほとんど弁明する余地も十分に与えられないままに、配偶者の死の責めを一身に受ける立場に追い込まれる可能性がある。そのため、亡くなった子の配偶者は、多くの場合、分が悪い立場に置かれがちであるものと推察される。このことは、大倉ら（2013）でも、遺された配偶者の立場から分析し、指摘をしたところでもある。なお、このことに関連して、FGI-1のAさんも、亡くなった息子と交際していた彼女を訴えたい衝動に駆られ、実際に弁護士会に相談に行ったが、彼女だけの問題ではないと思い至り、訴えることを思いとどまった。

つまり、遺された親は、子の婚姻関係の有無にかかわらず、亡くなった子の生前に最も身近にいた交際相手や配偶者に対する怒りや不信感が沸き上がり、交際相手や配偶者が責めの対象に位置付けられる可能性があることが示唆される。

(4)【事実を隠さず教える】も全てのグループで挙げられたが、要点は2点である。第一に、故人が通っていた学校や、教育委員会などの上部組織、故人が勤務していた会社や職場、故人が通院していた病院、故人が離婚調停で関わりのあった家庭裁判所など、故人が生前に関わりのあった組織・団体から、故人について知っているこ

とを隠さず全て教えること、第二に、死別後に関わることになる救急医や警察、検案医は、故人の亡くなった場所や状況、傷の位置、直接の死因など、遺族の目線からは分からない事実について、職務上、知り得たことを隠さず教えること、であった。

(5)【各種発信媒体の活用】も全てのグループで挙げられた。具体的な要望を要約すると、新聞、広報、回覧版、ポスター、図書館、ラジオ、テレビ、インターネットなどの手段を用いて、対象者に合わせ、死別後の手続きの手順や自殺の連鎖に関する知識、遺族の心理状態に関する知識、遺族向けのワークショップや癒しの場に関する情報などを平素から流すことが求められた。

4-2. 総合考察

FGI-3のIさんから、父親向けの癒しの場に関する意見として、男性は自分の癒しを後回しにしてでも家族を守るために大黒柱として頑張らなければならないという意識が強い上に、遺族会における体験の分かち合いには参加しにくい現状があるため、「〇〇研究会」などの名称で建設的な議論をしたり研究をしたりするような取組みを継続的に開催するなど、遺された父親も参加しやすくなるような工夫をしていくことが求められた。

子を亡くした親を対象とした本調査の限界は、(1)亡くなった子の年代が、最も若い子が中学生、最も高い年代の子が、未成年の子を持つ既婚者であったことから、その年代より若い子（小学生など）、或いは、高い年代の子（高い年代の未婚者や、成人した子を持つ既婚者など）を亡くした親の直接的な語りが得られておらず、形成された概念の適用範囲が限定的である可能性があること、(2)方法としてフォーカス・グループ・インタビュー法を採用し背景の似た対象者同士で率直で多様な討議がなされた反面、他の参加者を意識し表出されなかった発言があることが考えられ、結果に偏りが生じた恐れがあること、(3)本研究の結果は対象者の個人的体験に限定せず広く同じ経験を亡くした人の体験について見聞きしたことから語られたものではあるが、対象者が13名と限られており、また、全ての対象者が遺族会に中心的、協力的な関わりのある者であること、さらには、グループ討議への参加の抵抗感から、遺された父親の参加が4名にとどまったことなどから結果に偏りが生じた可能性があること、以上の3点である。そのため、一般化しようとする際には、十分な検討が必要である。

5. 結論

遺された親の性別に着目した結論として、遺された母親は、お腹の中に我が子を宿した時から大切に育み、出産し、我が子を自分の身を分けた存在と思うほどの密接な愛着と共に養育していくため、我が子の死因や詳しい養育の過程を他者に説明しづらい感覚や、亡くなった子を産み育てた母親としての言い知れぬ苦悩、さらには、地域に知れ渡ってしまうことへの漠然とした抵抗感を抱いている可能性がある。そのため、我が子を自死で失ったということを父親以上に外部の関係者に説明しづらい特有の困難感があるものと推察された。以上のことから、子を亡くした母親には、子の死の背景と母親の心情を十分に斟酌しながら、母親が受付窓口を訪れた場合には、威圧感を感じずに安心して話せるような居心地の良い個室を用意したり、母親が我が子の死の経緯や養育の過程を話そうとしている場合には、急がせずゆったりとした態度で耳を傾けたりするなどの格別の接遇が提供されて然るべきである。

一方、遺された父親は、自分の癒しを後回しにしてでも家族を守るために大黒柱として頑張らなければならないという意識が強い上に、遺族会における体験の分かち合いの場への参加に抵抗感を抱く父親も少なくない。そのため、「〇〇研究会」などの名称で建設的な議論をしたり研究をしたりするような取組みを継続的に開催するなど、父親の参加を促進する工夫が求められる。

さらに、遺された親の性別に関係なく、親は、我が子の死の責任を一身に受けとめ、親自身の生き方と子育ての方法の全てを振り返り、その全てが崩壊する事態に直面していた。この傾向は、親自身の他に責める対象がない場合には、特に顕著に見受けられた。そのため、このような心身共に壊滅的で惨憺たる状態の中、直後には欲しい情報なんてないと思うほどの精神状態に陥っていることを想定し、特別に配慮した継続的な対応が望まれる。

次に、子の年代や婚姻関係の有無に着目した概略的な結論として、子が中学生であった場合には、子にとって日常的な居場所となっていた学校内での何らかの出来事が子の自殺の直接的、あるいは、間接的な原因である可能性が否定できないため、教育委員会などの上部組織の長や校長は、その職位と職責を以て、知り得る限りの実態の把握に全力を挙げ、知り得た事実の全てを遺族と共有することが求められる。また、文部科学省は、そのような体制の整備に全力を挙げることが求められる。子が

高校・大学の時期に亡くなった場合には、子を亡くした親のうち、学校の教職員を責めるよりも親自身を責める気持ちの方が強い親は、その責任を一身に背負い、責められる人が自分しかいないと声を揃えた。このように、責める対象が親自身の他にない場合には、親は自分自身を一心に責め続け、打ちのめされていた。

子が就労している場合には、長時間労働などによる過労死の問題、精神科・心療内科などに通院する過程で生じる問題、再就職の問題などが関係する可能性がある。

また、子が結婚している場合には、夫婦間における暴力の問題や離婚の問題、子の養育の問題が関係する可能性がある。離婚調停の際には、未成年の子がいる場合には、子の親権者決定過程における問題や、養育費の支払い額の決定の問題、財産分与の問題、慰謝料の支払い額の決定に関する問題などが生じる可能性がある。

さらに、結婚している子を亡くした親は、子の家庭内での出来事についての限られた情報から実態を推測し解釈しようとするしかなく、子を亡くした怒りの矛先が、亡くなった子の配偶者に向く場合がある。一方、亡くなった子の配偶者も、多くの場合、亡くなった配偶者の親などから、実際の事実とは微妙に異なる可能性のある推測による理由によって故人の死についての責めを受けるなど、分が悪い立場に置かれがちである。そのため、結果的に、故人の親と、故人の配偶者の双方が苦しい対立を余儀なくされる恐れがある。この傾向は、故人が既婚者である場合だけでなく、交際している場合にも見受けられ、故人の親から、故人の交際相手に対する不信感が語られた。

最後に、子を亡くした親に対する情報提供と支援に関する結論として、(1)遺された親の他に責めの対象がないように見受けられる場合には、救急医、警察、葬儀社・火葬場、お坊さんをはじめとする宗教関係者など、親と接触する可能性のある限られた関係者からのさりげなくも用意周到な情報提供が有効な場合があり、一心に自分を責め続ける親にとって数少ない直接の救いの手となり得る。一方、(2)遺された親の他に責めの対象があるように見受けられる場合、つまり、子の自殺の原因が家庭の外にあるように推察される場合には、学校や職場、病院など、亡くなった子の生前の所属や、関わりの深かった関係者に応じて、望まれる情報が大きく異なることが分かった。そのため、それぞれの遺族に固有な背景を詳しく知ることになる関係者からの的を射た正確な情報提供が有用な支援となり得る。

上記の(1)と(2)のいずれにも共通することとして、親は我が子の自殺の経緯・理由・背景などの全てを知りたいと考えていた。具体的には、救急医や警察、検案医などから故人がどういう状況で亡くなっていたのかなどの現場や遺体の細かい情報について知りたい親には隠さずに教えること、学校で何があったのかについて知り得る限りの情報、病院でのカルテなどの正しい診療情報、職場での時間外労働などの労働状況、離婚調停にあつた家庭裁判所の審理過程、などであった。

遺された親から、「死別後の諸手続き」に関する情報の提供が望まれなかった理由として、亡くなった子が既婚者であった場合には、遺された配偶者が、自身の親やきょうだいなどからの側面支援が得られればそれを受けながら、自分で死別後の諸手続きを進める形になることが多いものと推察されること、また、亡くなった子が未成年であったり、未婚であったりする場合には、子が既婚者である場合に比べ、しなければならない諸手続きの量が相対的に少ないものと推察されることが挙げられる。しかし、このことは、遺された配偶者の方が、遺された親よりも、死別後の手続きに難渋しているということには決してならず、単純な比較をすることはできない。

遺された親は、我が子の死別後の手続きを進める中で、その一つ一つが、我が子が亡くなったという現実を突き付けられる確認作業となり、胸の潰れるような思いをしている。死別後の諸手続きに携わる関係者は、公の場では決して表出されることのないこのような親の悲痛な叫びを心に留めながら窓口業務にあたる必要がある。

本稿においては、遺された親の目線に立ち、遺された親から望まれた情報提供と支援について整理した。本研究により、自殺発生直後から時系列で遺族に接する可能性が高い関係者が、子を亡くした親が望む情報提供と支援のあり方を具体的に把握し、遺された親に特化した情報提供と支援が実施されることを期待する。

謝辞

本研究では、FGI-1の実施に際しては、京都大学大学院医学研究科健康情報学分野の運営費を、また、FGI-2と3の実施に際しては、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団からの研究助成金を受け実施しました。また、本研究の全過程において、同志社大学自殺とケア研究会（前・自殺予防研究プロジェクト）からの協力を受け共同研究として実施しました。

なお、本稿は、2013年3月31日付けで同志社大学が

ら「博士（社会福祉学）」（甲第 615 号）を授与された博士論文「家族を自殺で亡くした遺族への情報提供と支援：続柄を考慮した語りの質的比較分析」の「第 4 章 子を亡くし遺された親の 3 つのグループの結果と考察」に加筆・修正し、「自殺で子を亡くした親」のみに焦点をあて、単独でまとめ直したものです。

また、本稿の一部の結果については、2013 年 9 月 21 日、22 日に開催された日本社会福祉学会第 61 回秋季大会において、「自殺で子を亡くした親が望む情報提供と支援——自死遺族を対象とした質的調査の結果から」の表題で口頭発表しました。

注

- 1) 民法（総務省 2016 a）第七百六十六条には、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
 - 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。
 - 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。」などと規定されている。
 - 2) 民法（総務省 2016 a）第八百十九条には、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。
 - 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。
- （中略）
- 5 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
 - 6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。」と規定されている。
 - 3) 刑法（総務省 2016 b）第二百十八条には、「老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。」と規定されている。なお、同第二百七条には、「老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。」、並びに、同第二百十九条には、「前

二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」と規定されている。

参考文献

- Glaser, B. G., Strauss, A. L. (1967) *The Discovery of Grounded Theory: Strategies for Qualitative Research*, Chicago: Aldine Publishing Company. (=1996, 後藤隆・大出春江・水野節夫訳『データ対話型理論の発見——調査からいかに理論をうみだすか』新曜社.)
- 木下康仁(2003)『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践——質的研究への誘い』弘文堂.
- Krueger, R. A., Casey, M. A. (2009) *Focus groups: A practical guide for applied research* 4rd ed, Los Angeles, SAGE.
- 西田正弘 (2002) 「親を失った子供の心の痛みとその対応」『救急医学』26(1), 78-82.
- 大倉高志・市瀬晶子・田邊 蘭・ほか (2011) 「自殺者遺族が望む『情報提供のあり方』の探求——続柄を考慮した語りの比較分析」『自殺予防と危機介入』31(1), 74-83.
- 大倉高志・引土絵未・市瀬晶子・ほか (2013) 「配偶者を亡くした自死遺族が望む情報提供と支援——地域における支援実践への寄与」『評論・社会科学』104, 51-87.
- 総務省 (2016 a) 「民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）」『電子政府の総合窓口 e-Gov [イーガブ]』（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M29/M29HO089.html>, 2016. 10. 11）.
- 総務省 (2016 b) 「刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）」『電子政府の総合窓口 e-Gov [イーガブ]』（<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M40/M40HO045.html>, 2016. 10. 7）.
- 自死遺児文集編集委員会・あしなが育英会 (2000) 『自殺って言えない——自死で遺された子ども・妻の文集』あしなが育英会.
- 自死遺児編集委員会・あしなが育英会 (2002) 『自殺って言えなかった。』サンマーク出版.
- 佐藤郁哉 (2008a) 『質的データ分析法——原理・方法・実践』新曜社.
- 佐藤郁哉 (2008b) 『QDA ソフトを活用する 実践 質的データ分析入門』新曜社.
- 鈴木淳子 (2005) 『調査的面接の技法 第 2 版』ナカニシヤ出版.
- 田垣正晋 (2008) 『これからはじめる医療・福祉の質的研究入門』中央法規出版.
- Ritchie, J., Lewis, J. (2003) *Qualitative Research Practice: A Guide for Social Science Students and Researchers*, SAGE.

Bereaved parents' preferences for receiving information after their child's suicide: Results of a qualitative investigation

OKURA, Takashi, SHIRAI(TANABE), Ran,
HIKITSUCHI, Emi and ICHINOSE, Akiko

Abstract

The purpose of this study was to ascertain bereaved parents' preferences for when, how, and what information should be communicated to them immediately after their child's suicide, and who should provide this information.

Based on three focus group interviews, bereaved parents revealed a preference for communication through established specialists who would respond to them courteously and take their feelings, and suffering, into consideration in the period immediately after the suicide. Bereaved mothers and fathers felt that their ways of living and methods of childcare were inadequate, and blamed themselves for the death of their child.

Recommendations for providers include: (1) In cases where the parents blamed themselves, rather than other people or institutions, they would prefer that concise information is provided to them in the form of booklets from emergency hospital staff, the police, and funeral agencies. (2) In cases where information providers know that the bereaved parents feel that their child's death occurred due to circumstances unrelated to their home lives (e.g., because of issues at school or work, or following mental health assessments in hospital), the information communicated should be accurate and to the point.

Keywords: Suicide, Bereaved parents after child's suicide, The bereaved by suicide, Communication, Information providers